

ボランティア袋について

●ボランティア袋で出せるごみ

市民が、道路や河川など、公共の場所をボランティアの一環として清掃した時のごみが対象です。

※私有地のごみは対象外です。

●交付対象

清掃活動を行う団体及び個人を対象とします。3人以上を団体とみなします。

●袋のサイズと交付枚数

サイズは大（45 リットル）と小（22.5 リットル）があります。個人の場合は30枚、団体の場合は100枚を上限としてお渡しします。10枚単位で、サイズを選ぶことができます。

例）個人の場合（上限30枚） 大10枚 小20枚

団体の場合（上限100枚） 大70枚 小30枚

ボランティア袋でのごみの出し方

① ごみは分別して、出してください

・ボランティア袋は燃やせるごみと燃やせないごみで共通です。ごみを出す際は分別してください。

※落ち葉・草は燃やせるごみで出してください。

※土・石・砂は収集できませんのでご注意ください。

※汚れているびん、缶類は燃やせないごみとして出してください。

※汚れているペットボトル、プラスチック類は燃やせるごみとして出してください。



ボランティア袋小
(22.5 リットル相当)



ボランティア袋大
(45 リットル)

② ごみ出しの場所と排出日

【場 所】 自宅前の道路端またはごみ集積場所
(通常、ご家庭で出している場所と同じ)

【排出日】 排出場所の収集日程と同じ

【排出量】 1世帯あたり、1度に排出できるのは、ボランティア袋大（45 リットル）3袋まで
ボランティア袋小（22.5 リットル）で排出する場合は、6袋まで

※大量になる場合または自宅前に出せない場合は、事前にごみ対策課に連絡してください。

【問い合わせ先】

三鷹市生活環境部ごみ対策課
〒181-8555 三鷹市野崎一丁目1番1号
電話 0422-29-9613